

議案第23号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和33年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

第6条第1項中「及び第3項」を「（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に適用する休職の期間を定める必要がある。